

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。
東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

◆令和5年度上半期の事業執行状況と資産運用状況について

第2回代議員会を11月27日(月)に開催し、上半期の事業執行状況等についてご報告しました。

●●●事業実施状況●●●

今年度上半期の新規加入者は5,665人、退会者は5,352人で、加入者総数は令和5年9月時点で61,347人となりました(前年度末比313人増)。上半期の退職共済金の給付額は合計で48億2,702万3,494円です。また、電子化の完了に向け、様々な取組みを進めました。

従事者共済会では2024年1月分の手続きから、すべての契約施設・団体に「共済会システム」を活用いただき、届出内容を入力いただく「電子申請」とともに、請求書等の郵送対応終了の運びとなります。約4年の移行期間の中では、電子化が契約施設・団体における事務利便性の向上につながるよう進めてきました。

移行期間の終了を目前に控え、今年度上半期には、①これまで未実装であった「法人間転出・転入届」のシステム稼働、②電子申請を前提とした「事務の手引き」の発行、③事務説明動画の配信等を実施しました。各種届出における電子申請の割合も、多くの届出に関して9割を超える状況にありますが、今後も電子化に向けた個別サポートや、東社協における効果的・効率的な事務の確立に努めてまいります。

4年度末	5年9月末	増減
2,873	2,891	18

	4年度末	5年9月末	増減
加入者総数	61,034	61,347	313

●●●令和5年9月末時点の資産運用状況●●●

	令和5年3月末	令和5年9月末	資金構成割合	基本ポートフォリオ				
				乖離許容				
退職共済金運用資金(積立金)	74,750,894,274	74,380,047,467						
預貯金 ※1	5,476,287,134	3,724,800,522	10.37%	8.0%	—			
定期預金	3,000,000,000	4,000,000,000						
自家運用(債券)	49,645,424,570	49,645,424,570	82.08%	84.5%	79.5~89.5%			
委託運用(4社)	A社	4,131,950,808				4,028,871,847		
	B社	3,836,782,872					3,742,821,069	
	C社	3,818,141,034						3,727,126,900
	D社	1,557,421,857						
国内株	1,557,421,857	2.49%				2.0%		
外国債	1,711,125,264	2.44%	2.5%	1.5~3.5%				
外国株	1,573,760,735	1,837,444,260	2.47%	2.0%	1~3%			
貸付金	120,065,137	113,302,110	0.15%	1.0%	—			
退職共済金支払基金合計	74,870,959,411	74,493,349,577	100.00%	100.0%				

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

< 事務ご担当者の方へ >

● 2024年1月分の届出より電子申請による届出が基本となります

2019年12月から設けておりました4年間の移行期間の終了に伴い、2024年1月分の届出よりすべての施設・団体で「共济会システム」を活用いただき、各種届出内容の入力・保存をお願いします。毎月の掛金等の請求書類・各種届出の承認書類についても、各施設・団体において「共济会システム」をご利用いただき、出力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

● 受給申請書は引き続き郵送による提出が必要です

「受給申請」入力後に出力される「退職共济金受給申請書」は、今後も変わらず従事者共济会に郵送いただく必要があります（共济会システムへの入力・保存だけでは手続きは完了しません）。退会2か月前より届出入力できますので、加入者の在職中に本人の自署を受け、書類を提出していただくことが可能です。

● 届出内容をご確認ください ～取消できない届出や訂正期限について～

毎月10日の届出締切日以降、下記の届出については取消ができません。また、承認内容を訂正できる期間には限りがあります。毎月の「加入・退会等承認書並びに掛金・貸付金返還金請求書」および各種届出の承認書類を必ずご確認ください。

< 注意していただきたい届出 >

◆ 届出締切日以降、取消できない届出

- ① 加入届 ② 受給申請 ③ 法人間転出・法人間転入

※ 詳細は「従事者共济会事務の手引き（2023年発行）」P.2-12をご参照ください。

◆ 訂正期間について特に注意いただきたい届出

加入届

掛金にかかわる加入月・算定基礎額については、届け出た月の締切日を基準に2か月以内しか訂正できません。「加入承認書」にて内容に誤りがないかご確認ください。

* 氏名、職種、性別、就職年月日については「氏名等変更届」により訂正ができます。

* 生年月日については「訂正願」の郵送により訂正ができます。

届出入力後、以下の方法で施設ごとの届出内容を確認・出力することもできます。入力内容のチェック作業にご活用ください。

例) 2023年12月(当月)に入力した届出の内容を確認したい。

- ① 共济会システムの「届出履歴」をクリックする。
- ② 施設名：出力したい施設名を選択する。
- ③ 届出種類：該当の届出もしくは「全て」にチェックする。
- ④ 届出年月：「202312」～「202312」を入力する。
- ⑤ 「検索」ボタンをクリックすると一覧が表示される。
- ⑥ 「届出一覧印刷」ボタンをクリックすると、届出の内容の一覧が印刷できます。

届出履歴

施設名 全施設

加入者番号 加入者氏名

届出種類 加入 法人間転出 法人間転入 法人内異動 休職 復職 氏名等変更 退職 脱会 受給申請 全て

届出年月 202312 ~ 202312

処理年月

表示順 加入者番号 加入者氏名(フリガナ) 届出種類 届出日付(降順) 届出日付(昇順) 処理年月(降順) 処理年月(昇順)

検索 戻る

届出一覧印刷

フリガナ氏名	施設名(転出)	施設名(転入)	届出日付	処理年月	届出種類	職種
--------	---------	---------	------	------	------	----